

令和6年門審第28号

裁 決
漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和5年5月30日04時26分
鹿児島県串木野港
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 19トン
登 録 長 16.99メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 736キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや船首寄りに操舵室を配し、同室前部中央右舷寄りに舵輪、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、中型まき網漁業に網船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか7人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、令和5年5月29日17時00分鹿児島県脇本漁港を灯船2隻、運搬船1隻とともに発し、串木野港西方沖合1.5海里の漁場に向かった。

a受審人は、目的の漁場に到着して操業を行った後、漁獲物を運搬船に積み終え、翌30日02時52分船用品補給のため、串木野港に向けて発進した。

a受審人は、コースアップ表示1.0海里レンジ及び同表示0.5海里レンジとしたレーダー2台並びに3海里四方を表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、串木野港西方沖合を東行し、04時06分串木野港B防波堤灯台（以下「B防波堤灯台」という。）から283度（真方位、以下同じ。）3.16海里の地点で、針路を102度に定めて自動操舵とし、9.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、舵輪左舷後方に設置された背もたれの付いた椅子に腰を掛けた姿勢で単独で操縦に当たり、西防波堤南端付近を通過時に港奥の係留地に向けて右転する予定でいたところ、04時19分B防波堤灯台から283度1.11海里の地点に達したとき、串木野港に入港したことから気が緩み、眠気を催したが、程なく港口に至るので居眠りすることはないものと思い、椅子から立ち上がって操縦に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥った。

a 受審人は、右転予定地点を通過してB防波堤に向首続航し、04時26分B防波堤灯台から012度50メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同防波堤に衝突した。

当時、天候は雨で風力1の南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

衝突の結果、船首部外板に破口を生じたが、後に修理され、B防波堤は側面に擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、串木野港において、係留地に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、B防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、串木野港において、単独で操縦に当たり、係留地に向けて航行中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、椅子から立ち上がって操縦に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく港口に至るので居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、B防波堤に向首進行して同防波堤への衝突を招き、船体及びB防波堤に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年12月17日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁